

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 佐々木 茂光

- 1 日時
平成31年3月19日（火曜日）
午前10時1分開会、午前11時21分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐々木茂光委員長、阿部盛重副委員長、伊藤勢至委員、小野共委員、柳村岩見委員、
白澤勉委員、工藤勝博委員、五日市王委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
柳原担当書記、千葉担当書記、高井併任書記、久保田併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
八重樫県土整備部長、中平技監兼河川港湾担当技監、遠藤道路都市担当技監、
小原副部長兼県土整備企画室長、嵯峨県土整備企画室企画課長、
佐々木県土整備企画室用地課長、佐々木県土整備企画室空港管理課長、
大久保建設技術振興課総括課長、沖野建設技術振興課技術企画指導課長、
田中道路建設課総括課長、白旗道路環境課総括課長、杣技術参事兼河川課総括課長、
佐々木河川課河川開発課長、佐野砂防災課総括課長、山田都市計画課総括課長、
小野寺都市計画課まちづくり課長、阿部下水環境課総括課長、
伊藤建築住宅課総括課長、小野寺建築住宅課住宅課長、野里建築住宅課営繕課長、
照井港湾課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 県土整備部関係審査
(議案)
 - ア 議案第56号 屋外広告物条例の一部を改正する条例
 - イ 議案第58号 県営住宅等条例の一部を改正する条例
 - ウ 議案第59号 県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 - (2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○佐々木茂光委員長 それでは、ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第56号屋外広告物条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺まちづくり課長 議案（その2）の136ページをお開き願います。議案第56号屋外広告物条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。お手元の議案説明資料の1ページをあわせてお開き願います。

改正の趣旨ですが、県が行っている屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務を景観行政団体である陸前高田市からの申し出に基づき同市が処理することとしようとするものであります。

条例案の内容ですが、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務を同法第28条の規定に基づき陸前高田市が処理することとするものです。

施行期日ですが、陸前高田市が条例を施行する予定の平成31年7月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第58号県営住宅等条例の一部を改正する条例及び議案第59号県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺住宅課長 それでは、建築住宅関係の条例議案2件につきまして、続けて御説明申し上げます。

議案（その2）の142ページをお開き願います。議案第58号県営住宅等条例の一部を改正する条例案でございます。続きまして議案（その2）の143ページをごらん願います。議案第59号県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案でございます。これらにつきまして御説明申し上げます。

お手元の議案説明資料の2ページをお開きください。議案第58号県営住宅等条例の一部を改正する条例案について、1、改正の趣旨ですが、県営黒沢尻アパートなどを加えるものでございます。

2、条例案の内容は県営黒沢尻アパートが北上市に、県営構井田アパートが一関市に新たに完成いたしますので、別表に加えるものです。

3、施行期日は、規則で定める日から施行することとしております。

続きまして、議案説明資料の3ページをお開き願います。議案第59号県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてですが、1、改正の趣旨は県営本町アパートの名称及び所在地を変更しようとするものです。

2、条例案の内容ですが、被災市街地復興土地区画整理事業の施行により地方自治法第260条第1項の規定による大槌町の町の区域が変更され、県営本町アパートの所在地が上閉伊郡大槌町本町から上閉伊郡大槌町上町に変更されましたので、県営住宅等の名称及び所在地について変更するものであります。

3、施行期日ですが、既に公布されている未施行の県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の改正であることから、公布の日から施行します。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○白澤勉委員 確認いたしますが、この黒沢尻アパート、それから大槌町上町アパートです。これはいずれも災害公営住宅でしょうか。

○小野寺住宅課長 今回提案させていただいております県営黒沢尻アパートは、内陸避難者のための内陸部に建設する災害公営住宅です。また、大槌町の上町アパートにつきましても沿岸部で整備する災害公営住宅となっております。

○白澤勉委員 そうしますと、災害公営住宅の整備計画の進捗は、盛岡市の南青山アパートを除けばもうほぼ完成していることでよろしいでしょうか。

○小野寺住宅課長 県で沿岸部に整備しております災害公営住宅についてですが、この大槌町上町アパートの完成が本年度末に予定されておりますので、沿岸部につきましては本年度末で全て完成となります。また、内陸部につきましては北上市の黒沢尻アパート、それから一関市の構井田アパートが来年度に完成です。それに続きまして、盛岡市の南青山アパートが2020年度に完成で、災害公営住宅全て完成の予定になっております。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 それでは、ほかになければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から流域下水道事業への地方公営企業法の適用について発言を求められておりますので、これを許します。

○阿部下水環境課総括課長 流域下水道事業への地方公営企業法の適用について御説明いたします。

資料の1ページ目をお開きください。最初に、流域下水道事業の概要ですが、流域下水道事業では県が実施主体となり、二つ以上の市町村から排出される下水を処理しています。流域下水道事業で広域的な下水道処理をすることにより、経済的かつ効率的な生活環境及び公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に寄与することが可能となります。流域下水道事業の仕組みを図でお示ししておりますが、赤の二重線部分が県管理の流域下水道、黒の実線部分が市町村管理の公共下水道をあらわしております。下水は市町村管理の公共下水道から県管理の幹線管渠に接続され、ポンプ場を経て処理場できれいな水に処理された後、河川等に放流されています。

資料の2ページ目をお開きください。本県では、昭和50年度に北上川流域別下水道整備総合計画を策定し、北上川上流流域及び磐井川流域において事業を実施しています。流域下水道の関連市町は、盛岡市を初めとする10市町。計画処理人口は約50万人（後刻「約56万人」と訂正）となっています。

資料の3ページ目をお開きください。地方公営企業法の概要と流域下水道事業の位置づけですが、地方公営企業法は、地域の住民サービスを担う公営企業の運営について独立採算制を基本原則としながら、経済性の発揮と公共の福祉の増進との両立を図るための法律であります。本県の流域下水道事業については、法の規定を適用しない法非適用事業と位置づけられています。法非適用事業においても、条例で定めることにより任意に法の規定を適用できることとされています。

図をごらんください。法の適用範囲を示しておりますが、法の適用範囲には法適用事業と法非適用事業の二つがあります。本県の現在の流域下水道事業は、右側の法非適用事業のその他下水道に位置づけられています。左側の法適用事業は、さらに当然適用事業と任意適用事業の二つに区分され、本県の企業局が行う電気事業や工業用水道事業、医療局が行う病院事業につきましては、当然適用事業に位置づけられています。本日御説明してい

る流域下水道事業への法適用とは、右側の法非適用事業から左側の赤線で囲った部分、任意適用事業へ移行することを指しています。

資料の4ページ目をお開きください。地方公営企業法適用の背景ですが、公営企業会計には、経営状況の明確化やストック情報の的確な把握などの効果があるとされています。法適用の主な効果については、表にお示ししているとおりでありますので、説明は省略させていただきます。また、総務省から人口減少による料金収入の減少、施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、公営企業会計の適用に取り組むよう要請が来たところです。本県としてもこのような背景から法適用に取り組むことが必要と判断したものです。

資料の5ページ目をお開きください。地方公営企業法の適用区分ですが、地方公営企業法上、流域下水道事業は任意適用事業とされており、法の適用区分は全部適用と財務規定等のみを適用する一部適用のいずれかの選択となります。全部適用と一部適用の違いについては、表にお示ししているとおりで説明は省略しますが、本県では移行後の人員や経費負担が最小限となるとの判断から一部適用を選択しております。このことについては、関連市町の全てから適当との意見をいただいているところです。

6ページ目をお開きください。法適用に向けたスケジュールですが、これまでの本県の取り組み状況としては、平成27年度に総務省への下水道事業法適化計画の提出などを行い、平成28年度には固定資産調査などを開始し、平成29年度には会計システムの発注などを行い、今年度から関係部局との協議、調整、関連市町との情報交換会開催などに取り組んできました。

資料の7ページ目をお開きください。最後に今後のスケジュールですが、平成31年7月には法適用後の経営及び負担金見通しについて流域関連市町へ説明及び事前協議を開始し、9月には9月議会において、法適用に係る設置条例の提案、2月には2月議会において法適用初年度の関連予算を提案、平成32年4月から流域下水道事業への法適用を開始する予定としております。議会提案の際には、改めて御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。以上、簡単ですが、説明を終わります。

先ほど説明の中で2ページの説明の際に、計画処理人口を約50万人と申しましたが、約56万人でありますので、訂正をさせていただきます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 まず、流域下水道の確認ですが、下水道、これ基本的には自然流下が一番安上がりだと思います。そうなりますと、流域の場合、上流から下流の流れといいますか、一緒になるグループの大きいところが一番下であれば、そこから上を受け入れるのは非常に楽です。でも逆の場合、下流から上流に受けるとなると電気で圧送しなければならない。電気代がかかるとはと思いますが、基本的に自然流下を尊重して行ったほうが絶対に格安になると思いますが、そういう観点は入っているのでしょうか。

○阿部下水環境課総括課長 伊藤委員のおっしゃるとおり、下水道は自然流下を原則とし

ております。そういうことで処理区域の最下流に処理場を設けまして、北上川流域ですと北から順番に汚水を引っ張ってくる計画になっております。

○伊藤勢至委員 随分簡単に答えられました。これは内陸のみならず、今後県内全域に対応されていくことになるのですか。

○阿部下水環境課総括課長 先ほど申しましたように、流域下水道は二つ以上の市町村の汚水を処理することで、自然流下が一番効率が高いことになると思います。内陸は自然流下で処理する箇所が何カ所かあるのですけれども、沿岸ですと、二つ以上の市町村の汚水を処理するためには、峠とかがありますし、市町村間の距離があり、なかなか自然流下で処理できないことがございますが、ポンプ圧送とかになると経費がかかるので、現在のところ、北上川上流流域下水道と磐井川流域下水道の2カ所の計画になっております。

○伊藤勢至委員 下水道の件はわかりましたが、次に河川についてお伺いしたいと思います。

まず、平成28年台風第10号で宮古市の長沢川が氾濫し、越波といいますか、堤防が決壊いたしまして大きな被害が出ました。この中には県立松山荘や県立宮古高等技術専門学校、そして宮古警察署、これは工事中で基礎工事ぐらまでいったところでありましたが、そのほか民間住宅、事業所等が冠水によって大きな被害を受けたわけでありまして、県としてこれを何とか対応しますとのことで9億8,000万円の予算を計上していただきまして、現在閉伊川との合流地点までの河道掘削等がほぼ終わりつつありまして、これにより、先ほど言いました松山荘と県の機関は、まずは安泰であろうと思います。それらも含めて民間企業あるいは住宅等も冠水の危険はなくなっただろうと、大変ありがたかったと思っております、これは御礼を申し上げたいと思います。

それから、国による国土強靱化計画が出てまいりまして、すぐ岩手県も県版の国土強靱化地域計画を政策地域部が出して、それを追従というか、補う形で県土整備部も取り組んできつつあると思っております。そういう中で、河道掘削という話がこのごろようやく前向きな取り方をされるようになってまいりました。岩手県には一級、二級、市町村が管理をする準用河川まで合わせますと約860の河川があったかと記憶をしており、主に二級河川が県の管理のようではありますが、閉伊川については、これも随分長い川でありまして、分水嶺は区界の兜明神岳の根っこにあると思っております。これが北に流れて築川、そして海に流れて、つまりは東に流れて閉伊川になると思っております。昨日ちょっと勘違いをして、ここの管理は河川的には宮古市のものであるとわかっていたつもりだったのですが、あそこの門馬トンネルの手前の山田線の山が崩落したことについて、つい蛇かごが膨らんでいるような思いがいたしまして言ってしまい申しわけなかったです。実はそこの門馬トンネルを出て宮古市側に200メートルぐらい行くと橋が架かっていまして、これがいわゆるアイオン沢という沢だそうです。かつて昭和20年、昭和21年、アイオン台風、キャサリン台風の際に、このアイオン台風、これはアイヌ語だそうではありますが、このアイオン沢のところに早池峰山の山体北側が崩落をして、それで一旦土砂ダムができて水がたまって、それ

を越えてまた土砂ダムができて、そういうのを繰り返して大きな水量になって宮古市に下って行って、大きな被害を出したようであります。

そういう中で、今回、国道106号宮古盛岡横断道路改良中でありまして、そのトンネルのどことは今、言えないのですが、2カ所ほど閉伊川のほうに10センチメートルか15センチメートルぐらい、道路を守るためでしょうか、擁壁がせり出している部分があるのです。こうしないと川の幅を狭めるし、反対側は山田線の斜面になっていますから、行きようがない。したがって、水をのむことをその擁壁を立てる分で確保したとはいえ、その一部分でしかないと思うのです。

かつて軽米町の雪谷川が氾濫しまして、昭和橋のところでダムができて水があふれて氾濫した。これの原因は短時間で100ミリメートル以上の集中豪雨があつて、河川敷に生えていた15メートルから20メートルの高さの針葉樹がばたばた倒れて、流れてきて、そして昭和橋の橋桁に引っかかって、水があふれたと思います。

そうした目でこの宮古市の閉伊川を見ますと、旧川井村役場から上流はほとんど堆積土砂はなくて、むしろ木が繁茂しているのが結構ある。ここには山田線が通つていまして、山田線の橋脚も相当狭い。恐らく10メートルあるかないかのところが五、六カ所あるかと思ひます。したがつて、河道掘削よりも閉伊川の場合は、上流は立ち木伐採をするほうがより効果的ではないかと思つているのですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○土木技術参事兼河川課総括課長 ただいま伊藤委員から閉伊川について、立ち木伐採の御提言、御指摘をいただいたところでございます。

岩手県でも、平成28年台風第10号の際にも、立木が流されて、流木が下流側の橋脚とかに引っかかって、洪水の被害を増大させたことを認識しておりまして、立ち木伐採の重要性は認識しております。

これまでも計画的に立ち木伐採を進めてきたわけですけれども、今般国の国土強靱化3カ年の緊急対策というメニューがございまして、そこには、家屋の浸水実績があるとか資産の集中箇所だとかを重点的にということで、その事業の導入が可能でございます。

一方、今委員からは上流側の立ち木伐採も重要ではないかとの御指摘をいただきまして、県でも、管理する区間全般にわたつて定期的な巡視、あるいは出水、洪水後の点検を行ひまして、それらの河川の状況をしっかり把握しながら、立ち木伐採も含めて適正な維持管理に努めてまいりたいと思つております。

○伊藤勢至委員 先ほど言ひましたアイオン沢から水が流れてきて、閉伊川のところにぶつかるわけです。そして、そこにはコンクリートが打つてありまして、多分流れてくるのを防御するものだったと思ひますが、根が削れていましたので、五、六年前に補修をしてもらつております。そういう中で、宮古市の赤沼という小山田の第一号堰堤から、茂市の前にモーターがあつたところのすぐそばで、今茂市トンネルの入り口になっていますが、あそこが確か15番目の堰堤だと思ひますが、その前後あるいは左右が非常に土砂が堆積し

ております。ですから、そこは河道掘削がいいと思います。そこよりも刈屋川と合流した上はほとんど土砂の堆積はなくて、そこは岩が多い。でも、そういう合間を見つけて木が繁茂しており、それぞれ川には川の特性があると思うのです。ずっとパトロールをしてみても御案内だと思いますけれども、そういうところを見ながら、全県それぞれ処方が違うと思いますので、見間違いのないようにひとつ効率的な対応をお願いをしたいと思います。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 伊藤委員からの御提言、御指摘も踏まえまして、立ち木伐採、河道掘削など適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

○**阿部盛重委員** 私からは流域下水道事業の件ですが、資料の2ページ目になりますけれども、合計で56万人の対応というお話を聞いたのですが、今後人口減少に伴い、処理人口減に対応しての処理水量、総事業費も変わってくるかと思いますが、そのあたりの計画も進んでいるのでしょうか。

○**阿部下水環境課総括課長** 今後の処理人口の減少に伴う下水道の経営についてだと思いますが、現在公営企業法適用に向けまして、来年度から企業会計に移行するわけなのですが、その際に中期経営計画を立てますが、それが10年計画になっております。その中で人口減少も盛り込んだ流域下水道の経営についての計画を立てる予定としており、現在のところは計画策定中という状態になっております。

○**阿部盛重委員** それに伴うわけではありませんけれども、老朽化対策で全国どこ見ても水道管が破裂したとかといういろんな諸問題がありますけれども、設備の老朽化対策と、それに伴う専門家が全国的に不足しているのでかなりの経験、知識が必要になってくるというお話を聞いているのですが、そのあたりの対策、方向性はもう組まれているかどうかをお示してください。

○**阿部下水環境課総括課長** 下水道施設の老朽化についてでございますけれども、下水道につきましては長寿命化計画を立てまして、管渠及び処理施設について計画的に更新をしております。管渠につきましては、耐用年数が50年で、まだ50年経過している施設はございませんので、そちらは更新をしておりますが、処理場の施設につきましては、耐用年数が電気設備については7年とか、機械設備については15年とか、耐用年数を迎えておりますので、それにつきましては、先ほど言いました長寿命化計画を立てまして計画的に更新を実施しております。

今のところ、人員につきましては特に不足という状況にはございませんけれども、第三セクターとして岩手県下水道公社がございますので、そちらの応援をいただきまして対応しております。

○**阿部盛重委員** 人員関係に関しては問題ないとわかりました。

あとは別件ですが、今県内にはみなし仮設住宅を含めて応急仮設住宅が1,700戸以上あり、2,600人以上が入居中で、この方々の、今後の方向性もある程度決まっているかと思うのですが、災害公営住宅を希望なのか、また、戸建てを計画中なのか、それ以外で、何か問題があってまだ応急仮設住宅に入っているのかと、それに対する県の支援策はどの

ようになっているのかお伺いいたします。

○**小野寺住宅課長** 応急仮設住宅に入居されている方の意向の確認ですけれども、現在、復興局がメインになって行っております。みなし仮設住宅を含む応急仮設住宅入居世帯が1,091世帯ございますけれども、こちらにつきまして、復興局で聞き取った結果といたしまして、災害公営住宅を希望される世帯が281世帯、持ち家で自力再建を希望する世帯が787世帯、それから引き続き今お住まいのみなし仮設住宅等を含みます民間の賃貸住宅に住まわれるという方が19世帯、意向がまだ固まっていない未定という方が4世帯と報告いただいております。

主に復興局で、市町村と連携し、内陸避難者支援センター等を活用しながら、意向の確認ですとか相談対応をしております。当課といたしましても災害公営住宅を所管しておりますので、災害公営住宅に入居したいという希望があった場合は、現在、定期的に追加募集で空き室の募集を行っておりますので、その辺を紹介するなど、県の各組織と連携いたしまして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○**阿部盛重委員** となると、みなし仮設住宅にまだまだ入居される方々が多いので、これはもちろん各御家庭の計画もあるかと思うのですが、基本的に、永遠と続いてしまうというふうな認識でよろしいでしょうか。

○**小野寺住宅課長** 応急仮設住宅の延長につきましては、こちらも復興局の所管になるのですけれども、1年単位で内閣府と協議しながら、災害公営住宅に住むですとか、自力再建をすとか、住まわれている方の意向に沿った形で、スケジュールを持って、一年一年延長をしております。この辺につきましては市町村と連携しながらきめ細かく、自宅の再建の工事請負の契約状況把握ですとか、また、当然災害公営住宅については災害公営住宅の完成スケジュールを見込みながら、その都度、この人は延長が必要だとか、この人は延長が要らないという判断をしながら、その都度応急仮設住宅の延長に努めているので、永遠に続くものではございません。

○**阿部盛重委員** わかりました。いずれ復興局との連携も必要かと思っておりますけれども、今のみなし仮設住宅で不満がある方もいらっしゃるでしょうから、早目に自宅再建ができるように御支援いただきたいと思っております。

最後に、被災地応援職員についてお伺いします。平成31年度の計画が437人というお話を聞いていますけれども、充足率がまだ100%に達していない状況のようでございます。県土整備部管轄の現在の状況と、それによって事業計画がずれる可能性があるのかどうかお聞きします。

○**小原副部長兼県土整備企画室長** 他県等からの応援の状況についてでございますが、本年度、平成30年度は県土整備部に12都府県1法人から44名の派遣応援をいただいております。44名の職種の内訳につきましては、土木職で29名、建築職で5名、電気職で4名、事務職で9名（後刻「6名」と訂正）と専門的な職員の派遣いただいております。

平成31年度、来年度には25名の派遣応援をいただく予定でございます、その充足状況

についてでございますけれども、他県でもなかなか人のやりくりが厳しい中で、本県といたしましても積極的に要請活動を行っているところで、他県からも最大限対応していただいていると考えております。

○阿部盛重委員 来年度25名とは、それに伴う人員計画のずれは予測されるのか、また、それに対して増員は、もちろん知事会とか市町村会とかに再度要請されるでしょうけれども、県として特別な対応策をお考えなのかどうかお聞きします。

○小原副部長兼県土整備企画室長 現在のところ、一般的な要請は、知事会などを通じて引き続きお願いをしております。定員や組織の形につきましては、事業量を見きわめながら調整をしているところでございます、事業計画に影響のないように人員体制は確保するよう努めております。ですので、先ほどの44名が25名という形で来年度を迎えようとしている状況でございますが、事業計画、事業の進行そのものには影響を与えない形で進めたいと考えております。

それから、申しわけございません。先ほど答弁の中で派遣いただいている事務職の人数を、9名と申し上げたのですけれども、6名が新しい数字でございますので、訂正させていただきます。

○阿部盛重委員 わかりました。ぜひよろしく申し上げます。

○白澤勉委員 阿部委員から質問がありましたが、私からも関連してお伺いします。みなし仮設住宅の入居者の、今後の災害公営住宅等への移転や住宅再建の意向のお話がありました。今日も県営住宅等条例一部改正の条例の提案もありまして、その際お聞きしましたら、災害公営住宅はほぼ完成したとのことでした。

それでお伺いしますが、改めて今の入居状況です。災害公営住宅は完成しますけれども、被災者等の入居状況は現時点でどのようになっているのか。それから、災害公営住宅はまだ100%埋まっていない状況と私は認識していますし、みなし仮設住宅が永遠延長されるのではないとのことで、あいていれば近隣の災害公営住宅とかに移るよう促す対策は当然やっていると思うのですけれども、なぜ移っていかないのか、それは家賃の問題なのか何なのか、その辺の状況がおわかりになればお伺いいたします。

○小野寺住宅課長 県営の災害公営住宅の入居状況につきましてですけれども、昨年末現在で、供用開始されております災害公営住宅は1,555戸ございます。こちらに対しまして、入居されている戸数が1,322戸となりまして、入居率につきましては85%となっております。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、定期的に一般の県営住宅の定期募集を行った後に災害公営住宅の追加募集の形で、災害公営住宅の空き室をまず活用するとのことで、これまで、今年度は3回ほど御案内しております。

ただ、みなし仮設住宅にまだお住まいの方々が移らないところがありまして、南青山アパートの完成が延伸するといった際、みなし仮設住宅から移りませんかというお話をした際の移らない理由だったのですけれども、就業場所の関係で、通勤しやすいこと、お子様等が通っている学校の学区が災害公営住宅に入ると変わってしまうことがあって、そのま

まみなし仮設住宅にいて南青山アパートをキャンセルされたという理由もあるところです。
○白澤勉委員 国の復興期間も間もなく終了する部分もあり、恐らくみなし仮設住宅を認める時期もいつまでも続いていくものではないと思っております。個々の家庭の事情もあることは十分に承知しておりますが、どこかのタイミングでは災害公営住宅への居住を決めていかなければいけない。それを行っていかなければいけないと思えますし、あいていて、もし経済的な理由で、災害公営住宅に入れば今よりはちょっと高く家賃の負担が生じるのであれば、今までも行っているとは思いますが、その辺の減免、多少、負担感を減らす対策を改めて行っていただきたいと思えます。

それで、災害公営住宅のお話がありましたが、公営住宅全般で改めてお伺いさせていただきます。県では住生活基本計画、いわゆる住宅マスタープランを策定して、10年計画で、今後の供給予定などを進めていると把握しておりますけれども、現在の計画ですと、たしか平成28年から10年間の計画があるはずなのですけれども、その計画戸数というか、整備計画の目標みたいなのがあって、それに対する実績みたいなのはどんな感じになっているのか、新規があるのかないのか、なければ更新とか、その辺の様子が、計画に対してどういう進捗状況になっているのか、突然であれですけれども、お伺いさせていただければと思います。

○伊藤建築住宅課総括課長 公営住宅の整備の進捗状況でございますけれども、先ほどお話がございました新しい岩手県住生活基本計画、これは前回御説明をさせていただきましたけれども、新たに策定する予定としております。その中で、公営住宅の供給目標量を定めております。公営住宅ですとこれまで、前回の計画の段階では年間32戸のペースで建てかえ戸数を想定していたところなのですけれども、現状におきまして約12戸相当の建てかえで推移をしております。こういった状況を踏まえまして、今回は、公営住宅の建てかえにつきましては、供給目標の中で計画戸数を年間12戸で改めて計画の作成をさせていただいている状況でございます。進捗状況は、建てかえでいきますとそういった状況で今推移している状況でございます。

○白澤勉委員 確認ですけれども、これは災害公営住宅の供給等は含んでいるのか、含んでいないのか、どんな感じなのでしょう。

○伊藤建築住宅課総括課長 供給目標量の中には新規の建設も含めておまして、これは計画期間内に災害公営住宅の整備が始まったとのことで、それを含めた見直しをしております。ただ、これは新規扱いで、先ほど言いました建てかえ等とはまた区別した形で目標量を設定させていただいております。

○白澤勉委員 私も以前、二戸地方振興局に勤務していたときには二戸市の県営アパート、また、盛岡市月が丘の備後アパートにもお世話になったりしております。

県営住宅のストックが昭和50年代から平成前半にかけて、ある一定期間供給されたと思うのですけれども、今後、耐用年数が一気に来るので、ある程度、計画の中でも示されていると思えますが、建てかえ含めて平準化を図りながら計画的にやっていく必要があると

思うのですけれども、そこらの辺の状況をどのように捉えて整備していくのでしょうか。先ほど当初年間32戸を12戸に建てかえを含めて行っていくとのことでしたが、そこら辺の平準化のお考えもお伺いします。

○伊藤建築住宅課総括課長 県営住宅の整備方針の考え方だと思いますけれども、公営住宅につきましては更新コストの縮減、それから予防、保全的な管理、それから今お話がございました長寿命化に資する改善を進めるために、国の社会資本整備交付金を活用した整備を行っているところなのですけれども、この補助要件としまして公営住宅等長寿命化計画を定め計画的に事業を進めることとなっております。

県では、総合的なストックマネジメントの実施による、将来の事業量の平準化等を目的としまして、岩手県公営住宅等長寿命化計画を作成しまして、現在整備を進めております。

また、先ほど御説明しましたけれども、県の住宅政策の基本方針あるいはそれに基づく施策の方向性につきましては、岩手県住宅マスタープラン——住生活基本法に基づきます岩手県住生活基本計画を作成しまして、公営住宅におけるストックの活用を含めた供給目標量を定めまして、岩手県公営住宅等長寿命化計画とあわせまして、事業を今進めている状況でございます。

○白澤勉委員 県営、市営それぞれあると思うのですけれども、県営アパートに関してお伺いしますが、県内で5,150戸くらい管理戸数があると思うのですけれども、特に、盛岡市周辺にある県営アパートを確認すると、私の感覚では、配置場所が北と西というか、もっと具体的にいえば、月が丘だとか、滝沢寄りとか、あるいは松園周辺に大分偏っているように認識しております。なぜそうなっているのかを確認したいと思います。先ほど災害公営住宅があいているのに入らない理由で、距離が遠いとか職場の関係やお子さんの学校の問題のお話がありました。そういうことからすると、もう少し盛岡市周辺のバランスを見て、都南方面とか、仙北にも一部ありますけれども、南とか、バランスよく配置するのがいいのかと思うのですけれども、そこら辺の事情を確認させてください。

○伊藤建築住宅課総括課長 県営住宅が、盛岡市の特定の地域というか、月が丘あるいは松園といった西部あるいは北部に集中しているというお話でございました。その理由はなぜか、先ほど、県営住宅は昭和40年代から建設がピークになったというお話もございましたけれども、県営住宅の整備、公営住宅の整備につきましては、戦後の住宅政策において、全体的な住宅不足を解消するために大量供給という形、緊急的な課題とのことで進められてきた経緯がございます。県内におきましては、盛岡市などの都市部への人口の集中に伴いまして、大量に供給する必要性が生じてきたわけでございます。

住宅土地統計調査がございますけれども、こうした傾向の中で、先ほど言いましたように昭和48年の段階では全ての都道府県の住宅数が世帯数を上回り、数的には充足したという状況が見られたところがございます。住宅施策の重点施策がこの段階から、量の確保から質の確保で、住宅の規模とか住宅環境の質の向上に転換が図られたところなのですけれども、盛岡市では賃貸住宅の需要、供給量が県内で最も多いこともございまして、県営住

宅の入居倍率も現段階でも非常に高い状況が続いております。県ではその高い需要への対応のほかに、賃貸住宅の居住水準の向上だとか、そういったことで盛岡市と連携して、これまでも住宅整備に努めてきたところでございます。

場所的な要因としましては、先ほど言いましたように、大量供給を図るという段階におきまして、それ相応の土地の確保とか、当時の地価の状況とか、そういったことがいろいろと要因として挙げられると思いますし、あとは盛岡広域の都市計画の中での地域形成もあって、建設場所等の選定が行われてきたと思っております。

○白澤勉委員 戦後の住宅供給の必要性とか、緊急性とかで行われてきたのだと思います。

なぜそれをあえて聞いたかというのと、これから、建てかえも一部出てくるのかと思います。先ほどの岩手県住宅マスタープランあるいは岩手県公営住宅等長寿命化計画に基づいて、県営アパート5,000戸のうち、例えばこれから300戸とか400戸とかの建てかえ予定を立てるといった場合に、従来のあった場所にそのまま建てかえるのがいいのか、あるいは、今土地は動いていますから、まちが動いてきています。そういうことで、土地の確保について、可能であれば、あるいは地元自治体の協力が得られるのであれば、見直しの必要性も検討すべきだと思いますし、さらには生活保護世帯の状況を見ますと、盛岡市内にある県営住宅では、多分滝沢市に働きに行っている人とか盛岡市周辺の方々も受けている状況になっています。生活保護世帯は県トータルではこの5年間で微減している中において、若干県南とか、あるいは紫波町、矢巾町地区では微増していると。所得水準が高いとはいっても、保護世帯の一定数はやっぱり必ずどこのエリアにもあるのだと思います。そういったところからすれば、県営住宅の需要はあるのかと思いますので、ある程度バランスを持って、県営住宅の配置も含めて今後検討されてみてはどうかと思います。最後に御所見をお伺いして終わります。

○伊藤建築住宅課総括課長 人口移動等の進む中での住宅整備のあり方についての御質問だと思いますけれども、まず先ほど言いました岩手県公営住宅等長寿命化計画の中で、それぞれの住宅の建てかえ、あるいは住宅環境改善を行っていくことで、それらの選別をまず行っております。その中では、応募倍率等の高い住戸、団地におきましては、今後の建てかえ等を進めていくことで、住宅需要を踏まえた上での対応を進めている状況でございます。

また市町村におきましては、それぞれの公営住宅の整備について、それぞれの市町村が、地域住民の住宅需要を含めた住宅事情について把握した上で取り組んでいくべきものと考えております。例えば矢巾町ですと、ことし住宅マスタープランの改訂作業に取り組んでおり、平成31年には新しいマスタープランの作成を予定していて、それにあわせて、町の公営住宅と長寿命化計画の作成も進めていくと聞いております。この中では、当然岩手医科大学の移転等もございまして、そういったことでの人口移動等が進む中で、今後どういった公営住宅の整備を進めていくのかも含めて検討されていると伺っております。そういった形で、今後、公営住宅のあり方を県、市町村がそれぞれ検討していく状況にある

のかと思っています。県と市町村がより一層連携を強化しまして、住宅政策の実施状況あるいは効果等を的確に把握した形で、今後の施策が円滑に進むように、あるいは効率的に推進されるように進めていきたいと考えております。

○白澤勉委員 矢巾町とか限定したお話ではなくて、私が言いたかったのは、県内の市町村、例えば奥州市においても生活保護世帯は実はふえているのです。ほかのところは、県が微減していることに並んで減っている中で、ふえている自治体もあります。ですから、そういった市町村とも連携を密にしながら、公営住宅が果たす役割は意義があるわけですから、しっかりそこら辺を地元自治体、市町村とも連携しながら、今後の住宅マスタープランを踏まえた、そういった計画進行に努めていただきたいと思います。

○小野寺好委員 流域下水道事業への地方公営企業法の適用についての資料3ページを確認したいのですが、独立採算制とはいえ、この左の表を見ると、救急医療の責任を担っている県立病院だとか、絶対にもうからない三陸鉄道、条件不利地域の水道事業、これらは受益者に全部負担させるのは絶対に無理なわけで、そういうことで公共の福祉という大義で、他会計からの支援を受けるといった前提のものとして解釈してよろしいのですか。

○阿部下水環境課総括課長 他会計につきましては、私は承知しておりませんが、流域下水道事業につきましては一応独立採算とは書いておりますが、ある一定程度の予算につきまして一般会計から繰り入れるという制度となっております。

○小野寺好委員 つまり、この流域下水道事業も他会計、代表的なのが一般会計ですが、そちらからの応援をもらうという前提で地方公営企業法の任意適用事業に入れたいという判断でいいですね。

○阿部下水環境課総括課長 そのとおりでございます。

○小野寺好委員 その場合に資料の2ページに四つの処理区があるのですが、この四つのうちどれかが突出して難しくなっているのでしょうか、それとも全部がかなり苦しくなっているのでしょうか。

○阿部下水環境課総括課長 今のところは勘定会計でやっておりますが、具体的に言いますと、維持管理の費用につきましては市町村から維持管理負担金という形で徴収しております。市町村の処理区の規模によりまして維持管理の料金が高くなるという点、調整しておりますので、この表でいきますと都南処理区よりも一関処理区が料金が高い分、市町村が負担している料金が高くなります。全体といたしましては、困っているという点、予算不足という処理区はございません。

○小野寺好委員 ない。

○阿部下水環境課総括課長 はい。

○小野寺好委員 将来的にももし難しくなってくるとすれば、原因としては何が考えられるのか、その場合の対処はどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○阿部下水環境課総括課長 先ほど阿部委員からもお話がありましたけれども、将来的に経営が苦しくなるといいますと、やっぱり人口減少によりまして流入量が減ることが一つ

の要因と考えられます。あとは施設の老朽化によりまして、改築更新が今後ふえてきますので、それも経営を圧迫する要因となるかと思えます。その対応につきましては、最終的には市町村からいただく料金を上げざるを得ないですけれども、むやみに上げますと市町村からの反発といいますか抵抗もございますので、今回導入いたします企業会計によりまして、効率的な経営をふやしていきたいと考えております。

○小野寺好委員 頑張ってください。

○伊藤勢至委員 応急仮設住宅について、今も話が出たわけですが、被災を経験した岩手県として、復興庁なり総務省なりに、グレードについてぜひ申し入れをするべきだと思うのですが、今どき6畳、4畳半という間取りで一家4人、5人生活せえというのはあり得ないと思えます。ですから、被災経験地として、宮城県、福島県あたりと一緒にあって、寒冷地と寒冷地でないところも違うわけですけれども、グレードを上げること、あつてはいけないこと、改良する点をぜひ申し入れをするべきではないでしょうか。東日本大震災津波が来たから、あとは何もないとは言えないわけであります。宮古市の場合、1番目に応急仮設住宅が建ったのが5月のゴールデンウィークの直前でございました。平成23年3月11日に津波が来て、約2カ月ちょっとで第1号が建ったのですが、ここに来た応急仮設住宅は新潟県中越沖地震のときに使った応急仮設住宅だということです。使い回しをしているのです。3回使うともうけが出てくるのだそうです。そういうものなのです。

そして、1番目に困るのはまず音の問題。隣のトイレの音が聞こえるのですから。そうすると夜中に使うことができなくて、どうしても我慢できないときはどうしてもやるけれども、流せないと言うのです。一方、応急仮設住宅の戸数が間に合わないので大手ハウスメーカー、例えば積水ハウスとか、大和ハウスとかにも発注をして、そういうところが建てたものは断熱、それから防音装置完備というか、建物自体が非常に違うと言っていました。であればそちらのグレードに本当は合わせるべきだと思います。

当初は3年とのことで入ったわけですが、現在でも、8年たってもいまだにそこで暮らしている人もいますわけですので、今どき、ああいうものはないと思えます。この前テレビでイタリアとかフランスの場合の応急仮設住宅を放映していました。完全にレベルが違います。まず彼らはベッドであるということです。体育館にブルーシートを敷いて寝ているなどというところはないです。それから、あとはトイレと風呂など水回りの問題、完全に日常生活をそのまま移した感じなのです。本当に、ひどいのは日本だけです。

したがって、他県から応援の職員に来ていただいていると思えますが、彼らが帰るときに、御県でもし災害があった場合にやってはいけないこととして伝えて、お土産として持たせてやるべきです。

以前、鹿児島県を視察してまいりました。桜島の問題で、火山でいつも神経をとがらせている鹿児島市は一生懸命やっている。鹿児島県に行ったら、何ときょんとしているとか、ふんわりしているのです。説明が、30メートル以上の避難タワーを何カ所つくりましたという内容です。私は最後に聞いたのですが、では30メートルの避難タワーに避難

して命が助かった人たちが、津波が引いて自分の家に帰ったらどうなっていると思いますか、家なんかないでしょうと。そんなこと考えていないのです。東海、東南海、南海の津波が真っ向にくるところですよ。そういうものです。

ですから、そうするとまず1番目に避難場所の確保でしょう、次は応急仮設住宅でしょうと、こういう話、手順を応援に来た職員の皆様に、絶対あってはいけないことみたいな感じで持ち帰ってもらったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。南部せんべいのお土産よりもいいんじゃないの。

○野里営繕課長 応急仮設住宅の仕様についてでございますけれども、そもそも認められる限度額が、平成28年度時点では260万円ほどの戸当たり単価でしたが、その後被災地からの要望等を継続して行った結果、平成30年度では戸当たり単価560万円ほどで対応していただいているところであります。

岩手県といたしましては過去の事例、それこそ東日本大震災津波での事例がありましたので、平成28年台風第10号の際、平成28年度のときに建設した応急仮設住宅につきましては、断熱材の補強ですとか、隣棟間の間隔を広げるとか、風除室の設置を最初からしますとか、給湯管の凍結防止ヒーターを後追いではなく最初から設置しますとか、あと、受水槽の周辺も凍る事例が東日本大震災津波の際ありましたので、最初から寒冷地仕様をのものを設けました。住環境の改善といたしましては、風呂の追い炊き機能を設置するですとか、遮音性の向上、あと、より生活しやすく、要配慮者への対応で、玄関スロープの設置、手すりの設置などを希望世帯に対して行っております。一般基準によりがたい事情があるときには、内閣府と相談して基準を認めてもらえれば対応できる状況になっております。

○伊藤勢至委員 やってきたことはわかりますよ。ただ、どこかで新しく災害が発生した場合に備えて、何のノウハウもないところに、実際に経験した岩手県のお土産としてそういう感覚、経験を持ち帰ってもらったほうがいいのではないのでしょうかと言っているのです。

岩手県は寒冷地と極寒地の境目あたりなのです。気温がマイナス10度に下がるのが月に3回あれば極寒地、1回ぐらいだと寒冷地です。宮古市の愛宕地区の応急仮設住宅についたガス湯沸かし器は寒冷地仕様ではなかった。全部メーカーが交換しましたよ、もったいないけれども。そういうふうに、大阪府のメーカーらしいですが、寒冷地って何という寒冷地を知らないメーカーがつくっているわけです。

それから松丸太のくいは、今さら縄文時代に戻ったような掘っ立て小屋をつくるわけではないので、あれもやめるべきだと思いますよ。凍上被害で浮き上がってくるから、レベルがとれなくなって、また手がかかるわけです。それよりは出来合いのコンクリートを50センチメートルも埋めれば凍上被害はないわけですから、そういったことを経験した者として、これから災害があり得るかもしれないところに、こういうことはやってはいけないよ、やらないほうがいいよと伝えるべきだと思うのですけども、いかがでしょうか。

○八重樫県土整備部長 東日本大震災津波は本当に未曾有の大被害、大災害でした。そう

いったことで、まずは皆さんの仮の生活をいち早く確保していただくために、応急仮設住宅についてはいろいろな協定等を活用して、お盆前に確保しようと動いたことは事実でございます。

ただその結果、伊藤委員のおっしゃるとおり、いろいろな弊害というか、安普請であったというエリアが発生したのも事実でありまして、その後いろいろな改修、改修、補強、補強をやってきたという経験があります。

営繕課長が申しあげましたとおり、そういった経験は岩泉町の応急仮設住宅では生かされているといったこともあり、アーカイブといいますか、東日本大震災津波の技術的な記録として、今、いろいろ集約して積み上げている、勉強しているところでもあります。そういった事例集はまず我々が共有して、そして他都道府県の皆様にも提供できるようにしなければならないと思っておりますので、御意見を参考とさせていただきながら対応してまいりたいと思います。

○伊藤勢至委員 応急仮設住宅をつくる前に、まずは避難場所に避難してもらいますよね。体育館でありますとか、例えば神様とか、仏様とか、神社仏閣までとは言いませんが、そういうところは、避難場所の指定にはなっていないものだから、食料とかいろいろな支援が届かないのです。心配した仲間がいろいろなものを送ってくれましたので、そういうところに届けて歩いたのですけれども、そういうこともチェックといいますか、終わったからこそ記録できるという部分でやっておくべきだと思います。

それから、応急仮設住宅ですが、なぜ公園に建てないのと言ったら、公園法があつてだめと言うんだ、役所が。県の当時の土木部長に電話したら、そんなことはありません、どんどん建ててくださいとのことでした。それが、宮古第二中学校の校庭に建てる3日ほど前なのです。あれは惜しかったと思っています。結果的には6年ぐらいで撤去しましたから、運動会もできないで卒業していった子供たちが多いのです。だから現役の学校の校庭を使つてはいけないというのが一番目、一丁目一番地でしょうね。それ以外の用地、例えば畑をつぶしても、田んぼをつぶしてもできるのですから、そういう、現役の学校を使つてはいけないことを確認し合っておかなければいけない。次なる世代のリーダーたちを挫折させてはいけないと思いますので、ぜひ経験者が、経験のない方に教えて差し上げたほうがいいのではと思いますので、よろしく願いをして終わります。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目につ

いては、いわて建設業振興中期プランについて及び電力システム改革に伴う新たな売電方法についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って継続調査と決定した件については、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております平成31年度県土整備委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。